

パブリックコメントへの対応について（保安検査基準関係）（1 / 6）

平成 17 年 5 月 10 日

【表現を明確にするもの】

No.	箇所	コメント内容	原 案	修正案
1	P26～P30 4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度	現在の記述では、「ただし～」や解説の*8を参照しなければ、LNG 設備の対応が分からない。LNG 受入基地専用の基準であれば、LNG 設備の高圧ガス設備が「腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備」であることを前提として、もっと簡潔に記述したほうが分かりやすいのではないか。また、これに関連し、解説の*8等は省略できるのではないか。 P64 の 7.1.3 耐圧性能及び強度も同じ	<p>4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度*1</p> <p>高圧ガス設備（内部及び外部に減肉及び劣化損傷が発生するおそれのないもの*2を除く。）の耐圧性能・強度に係る検査は、耐圧性能・強度に支障を及ぼす減肉、劣化損傷、その他の異常がないことを次に掲げる目視検査及び非破壊検査（肉厚測定を含む。）により確認する。 ここで、配管に代表されるような設備の大きさ、形状、内部の構造等により内部からの検査を行うことができない設備*3にあっては、外部からの適切な検査方法（超音波探傷試験、放射線透過試験等）により内部の有害な減肉、劣化損傷がないことを確認しなければならない。</p> <p>(1) 目視検査*5 高圧ガス設備の内部の目視検査は、原則として、設備の種類、材料等に応じて別に定める期間*6内に行い、外部（断熱材等で被覆されているものにあつてはその外面）の目視検査は、1年に1回行う。なお、弁類及び動機器の内部の目視検査は、分解点検・整備のための開放時*7を行う。 ただし、腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備*8については内部の目視検査は不要とする。</p> <p>(2) 非破壊検査 (2-1)肉厚測定*9 高圧ガス設備が十分な肉厚を有していることを確認するため、肉厚測定を1年に1回実施する。ただし、次に掲げる設備にあっては、各々に掲げる時期に実施する。 ア．過去の実績、経験等により内部の減肉のおそれがないと評価できる弁類（配管系から除外される圧力容器に直結されたものに限る。）及び動機器：分解点検・整備のための開放時*7の目視検査で減肉が認められたとき イ．腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備*8：外部の目視検査で減肉が認められたとき</p> <p>(2-2)肉厚測定以外の非破壊検査 肉厚測定以外の非破壊検査は、高圧ガス設備の内部について、原則として、設備の種類、材料等に応じて別に定める期間*6内に行う。ただし、次に掲げる設備にあっては、各々に掲げるところによることができる。 腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備*8：非破壊検査は不要とする。</p>	<p>コメントどおり LNG は「腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備」であるため、これを前提として簡潔な内容とする。P64 も同様に修正する。</p> <p>高圧ガス設備（内部及び外部に減肉及び劣化損傷が発生するおそれのないもの*2を除く。）の耐圧性能・強度に係る検査は、耐圧性能・強度に支障を及ぼす減肉、劣化損傷、その他の異常がないことを次に掲げる目視検査及び肉厚測定により確認する。</p> <p>(1) 目視検査*5 外部（断熱材等で被覆されているものにあつてはその外面）からの目視検査を、1年に1回行う。なお、動機器の内部の目視検査は、分解点検・整備のための開放時*7を行う。</p> <p>(2) 肉厚測定*9 外部の目視検査で減肉が認められたときに実施する。なお、動機器は、分解点検・整備のための開放時*7の目視検査で減肉が認められたときに実施する。</p>
			<p>【解説】 (*1、2略) *3 内部からの検査を行うことができない設備とは、次に掲げる設備をいう。 1) 配管 2) 特定設備検査規則の機能性基準の運用について(平成13年12月28日 平成13・12・27原院第5号)の別添1特定設備の技術基準の解釈(以下「特定規則例示基準別添1」という。)第45条第1項(1)から(5)又は同別添7第二種特定設備の技術基準の解釈第45条第1項(1)から(5)までに掲げる特定設備 3) 特定設備以外の圧力容器であつて、2)の特定設備に準じるもの (*4、5略) *6 設備の種類、材料等に応じて別に定める期間(開放検査の周期)表3による。 なお、動機器については、摺動部の分解点検・整備のための開放周期とする。 (*7略) *8 腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備とは、次に掲げる設備である。 ・ LNG 受入基地の高圧ガス設備 ・ 腐食性のない不活性ガス設備 (*9略)</p>	<p>4.3の内容簡潔化に伴い、不要となる*3、*6、*8の事項を削除する。 (削除に伴い番号修正も行う。)</p> <p>【解説】 (*1、2略) *3 削除 (*4、5略) *6 削除。 (*7略) *8 削除 (*9略)</p>

パブリックコメントへの対応について（保安検査基準関係）（2 / 6）

【表現を明確にするもの】

No.	箇所	コメント内容	原 案	修正案
2	P30 表 3 高圧ガス設備の開放検査の周期	P26 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査として* 2で開放検査対象外にメンブレン貯槽等があるので、この表3を適用する貯槽の種類を明確にしてほしい。	表3の記載は省略	表3を適用する貯槽はないため、表3を削除する。
3	P6 総則 1.適用範囲 * 1【解説】 2	温度50 以上であれば、同じ水分濃度でも凝縮に対しては安全側であり、下線部の記載は不要ではないのか。	2 不純物が設備に与える影響について カ 塩化物による腐食（塩化物応力腐食割れ）（対象材料：オーステナイトステンレス鋼） LNG設備運転温度（-162 ～ 常温）範囲での水の凝縮はなく腐食しない。 また、LNG基地設備において、温度50 以上の環境で使用される部位はない。	コメント通り下線箇所は必要ないため、削除する。 2 不純物が設備に与える影響について カ 塩化物による腐食（塩化物応力腐食割れ）（対象材料：オーステナイトステンレス鋼） LNG設備運転温度（-162 ～ 常温）範囲での水の凝縮はなく腐食しない。
4	P6 総則 3.検査の周期（時期）	本基準で示される LNG 設備の保安検査周期の他に、下線部の告示 14 条の表に基づき検査しなければならない機器・設備はないと考えられ、不要ではないのか。	3. 検査の周期（時期） 保安検査は、 . 保安検査の方法に示す周期（時期）により行う。ただし、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（以下「告示」という。）第 14 条に規定する製造施設については、告示第 14 条の表の上欄に掲げる製造施設に応じ、同表下欄に掲げる期間により行う。	コメント通り下線箇所は必要ないため、削除する。 3. 検査の周期（時期） 保安検査は、 . 保安検査の方法に示す周期（時期）により行う。
5	P39 5.1.1 温度計	LNG 受入基地は、【解説】* 2 2) の施設に該当すると考えられるので、これを前提とすれば、下線部の規定は不要ではないのか。 P42 5.1.2 圧力計、P46 5.2.2 保安電力等、P48 6.1 常用の温度の範囲に戻す措置、P52 6.5 負圧防止措置、P55 6.8 緊急遮断装置（貯槽配管）、P56 6.9 インターロック機構、P59 6.12 ベントスタック、フラスター P83 7.2.13 緊急遮断装置等、P88 7.2.18 保安電力の囲い部も同様。	5.1.1 温度計 高圧ガス設備の温度計に係る検査は目視及び精度検査とし、(1) 及び(2) による。ただし、 <u>運転を停止することなく検査を行うことができる施設</u> * 2の運転状態で行う検査において温度計の検出部の取外しが困難な場合及び設備を開放しなければ温度計の取外しが困難な構造のものであって当該設備を開放しない場合は、(3) に示す一定の要件を満足する場合に限り、(3) に示す「代替比較検査」とすることができる。 【解説】 * 1 LNG 受入基地設備において、コンビ則第 5 条第 1 項 20 号、製造細目告示第 6 条の規定に対応する温度計とは、次の箇所に設置された温度計である。 LNG 気化器出口 BOG 圧縮機出口 * 2 <u>運転を停止することなく検査を行うことができる施設</u> とは、次に掲げるものをいう（以下同じ。） 1) 認定保安検査実施者の運転を停止することなく検査ができる製造施設 2) 高圧ガスの製造の目的から運転を停止することができない製造施設であって、取り扱うガスに腐食性がないもの	コメントのとおり LNG 受入基地の施設は、* 2 2) の施設に該当するため、「運転を停止することなく検査を行うことができる施設」に関する事項を削除し、簡素化する。他箇所も同様に修正する。 5.1.1 温度計 高圧ガス設備の温度計に係る検査は目視及び精度検査とし、(1) 及び(2) による。ただし、 <u>運転状態で行う検査において温度計の検出部の取外しが困難な場合及び設備を開放しなければ温度計の取外しが困難な構造のものであって当該設備を開放しない場合は、(3) に示す一定の要件を満足する場合に限り、(3) に示す「代替比較検査」とすることができる。</u> 【解説】 * 1 LNG 受入基地設備において、コンビ則第 5 条第 1 項 20 号、製造細目告示第 6 条の規定に対応する温度計とは、次の箇所に設置された温度計である。 LNG 気化器出口 BOG 圧縮機出口
6	P60 6.13 保安用不活性ガス等	保安用不活性ガス等としてスチームを保有する基地があるのか。なければスチームは不要ではないのか。	6.13 保安用不活性ガス等 可燃性ガスの特定製造事業所の保安用不活性ガス又はスチームの保有状況又は供給を確実に受けるための措置に係る検査は目視とし、次による。	保安用不活性ガス等としてスチームを使用しないため、削除する。 6.13 保安用不活性ガス 可燃性ガスの特定製造事業所の保安用不活性ガスの保有状況又は供給を確実に受けるための措置に係る検査は目視とし、次による。

パブリックコメントへの対応について（保安検査基準関係）（3 / 6）

【表現を明確にするもの】

No.	箇所	コメント内容	原 案	修正案																									
7	P20 3.1 基礎	タンク基礎の目視検査項目として、「貯槽の支柱（底部）と基礎の緊結状況について」とあるが、金属二重殻式のタンクでは、「貯槽のアンカーと基礎の緊結状況について」と表現した方が分かりやすいのではないか。また、PC式タンクにおいて確認は可能なのか。「3.2 耐震設計構造」も同様。	3.1基礎（2）目視検査 基礎立ち上り部及び貯槽の支柱（底部）と基礎の緊結状況について、腐食、損傷、変形その他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。	コメント通り「貯槽のアンカーと基礎の緊結状況について」と表現した方が明解であり、修正する。また、対象外とする設備を【解説】として記載する。 3.2 耐震設計構造についても同様に修正する。 3.1基礎（2）目視検査 基礎立ち上り部及び貯槽のアンカーと基礎の緊結状況について、腐食、損傷、変形その他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 【解説】 PC-LNGタンク、地下式LNGタンクは除く。																									
8	P38 高圧ガスの気密性能 【解説】*3	LNGポンプはサブマージド型であり、軸封部はない。動機器の気密試験に関する記載であれば、LNG受入基地の実態を踏まえ「BOG圧縮機、戻りガスブロウ等の動機器は、」と記述するほうがよいのではないか	*3 高圧ガス設備を開放した場合の気密試験の方法として、運転状態の高圧ガスを用いることが適当な場合としては次のものがある。 ・停止した状態での試験用ガスを用いた気密試験では、気密試験の目的を達せない場合 ポンプ等の動機器の軸封部は、運転状態において内部流体の漏えいを防ぐ目的で設計されており、停止時にガスを用いて試験すれば漏えいが生じるので、運転状態の高圧ガスを用いることが適当である。	LNGポンプはサブマージド型であり軸封部はないためコメントどおり修正する。 *3 高圧ガス設備を開放した場合の気密試験の方法として、運転状態の高圧ガスを用いることが適当な場合としては次のものがある。 ・停止した状態での試験用ガスを用いた気密試験では、気密試験の目的を達せない場合 BOG圧縮機、戻りガスブロウ等の動機器の軸封部は、運転状態において内部流体の漏えいを防ぐ目的で設計されており、停止時にガスを用いて試験すれば漏えいが生じるので、運転状態の高圧ガスを用いることが適当である。																									
9	P32 4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度 【LNG受入基地のLNG関連設備への適用】 (2)LNG気化器	この表では、開放時の周期が分からないので周期を明記すべきである。	P31 【LNG受入基地のLNG関連設備への適用】 上記規定およびLNG受入基地のLNG関連設備の使用材料、構造等を踏まえ、当該設備毎の検査周期、方法は下記の通りとする。 P32 2-3シェルアンドチューブ式 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査部位</th> <th>周期</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">アフターヒータ</td> <td>1回/1年</td> <td>目視検査</td> <td>目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>肉厚測定</td> <td>開放時の目視検査において、減肉が認められた場合に実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	検査部位	周期	検査項目	検査方法	アフターヒータ	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。	その他	肉厚測定	開放時の目視検査において、減肉が認められた場合に実施する。	コメントのとおり周期が不明確であるため、明確にする。なお、中間熱媒体凝縮器、中間熱媒体蒸発器も同様に修正する。また、「1回/3年」の検査の設定根拠をP31に記載する。 【LNG受入基地のLNG関連設備への適用】 上記規定およびLNG受入基地のLNG関連設備の使用材料、構造等を踏まえ、当該設備毎の検査周期、方法は下記の通りとする。なお、下記の表中の3年に1回の検査周期は、保安検査基準（コンビナート等保安規則関係（スタンド関係を除く。））4.3高圧ガス設備の耐圧性能及び強度の表3左欄の「貯槽以外の高圧ガス設備」のうち、「内容物の種類、性状及び温度を勘案して腐食その他の材質劣化を生じるおそれのない材料」の区分で掲げられる期間を参考に設定している。 2-3 シェルアンドチューブ式 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査部位</th> <th>周期</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">アフターヒータ</td> <td>1回/1年</td> <td>目視検査</td> <td>目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。</td> </tr> <tr> <td>1回/3年</td> <td>目視検査</td> <td>開放を行い、目視により、チューブ、管板の変形、破損、その他異常の有無を確認する。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>肉厚測定</td> <td>目視検査において、減肉が認められた場合に実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	検査部位	周期	検査項目	検査方法	アフターヒータ	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。	1回/3年	目視検査	開放を行い、目視により、チューブ、管板の変形、破損、その他異常の有無を確認する。	その他	肉厚測定	目視検査において、減肉が認められた場合に実施する。
検査部位	周期	検査項目	検査方法																										
アフターヒータ	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。																										
	その他	肉厚測定	開放時の目視検査において、減肉が認められた場合に実施する。																										
検査部位	周期	検査項目	検査方法																										
アフターヒータ	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。																										
	1回/3年	目視検査	開放を行い、目視により、チューブ、管板の変形、破損、その他異常の有無を確認する。																										
	その他	肉厚測定	目視検査において、減肉が認められた場合に実施する。																										
10	P34 4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度 【LNG受入基地のLNG関連設備への適用】 (7)LNGポンプ	下線部は、目的語が不明である。	(7)LNGポンプ <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査部位</th> <th>周期</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パレル（ポット式）（ヘッドカバー含む）</td> <td>1回/1年</td> <td>目視検査</td> <td>目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。</td> </tr> </tbody> </table> （注）ポンプ本体の分解点検時の目視検査により異常が認められた場合に実施する。 ポンプ本体の分解点検周期は、運転時間、振動測定結果から決定する。	検査部位	周期	検査項目	検査方法	パレル（ポット式）（ヘッドカバー含む）	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。	元々肉厚測定を想定した記述であったが、ポンパレルはステンレス材料であり、4.3【解説】*9に基づき肉厚測定は省略できる。下線部は、削除し忘れていた箇所であり、次行のポンプ本体の分解点検周期に関する記述とともに削除する。 (7)LNGポンプ <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査部位</th> <th>周期</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パレル（ポット式）（ヘッドカバー含む）</td> <td>1回/1年</td> <td>目視検査</td> <td>目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	検査部位	周期	検査項目	検査方法	パレル（ポット式）（ヘッドカバー含む）	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。									
検査部位	周期	検査項目	検査方法																										
パレル（ポット式）（ヘッドカバー含む）	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。																										
検査部位	周期	検査項目	検査方法																										
パレル（ポット式）（ヘッドカバー含む）	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他異常の有無を確認する。																										

パブリックコメントへの対応について（保安検査基準関係）（4 / 6）

【表現を整理するもの】

No.	箇所	コメント内容	原 案	修正案																
1	P6 総則 1 . 適用範囲 * 2	「フレキシブルシューブ」は、保安検査基準(LNG受入基地関係)4.3 解説の【LNG受入基地のLNG関連設備への適用】では(9)の「LNGローリー出荷設備」に分類されている。どちらかの表現に統一すべきではないか。	* 2 本基準を適用するLNG受入基地には次の設備がある。 (1)LNG関連設備 ローディングアーム、LNG気化器、LNG配管、天然ガス(以下、NGという)配管、LNGタンク、LNGポンプ、BOG圧縮機、戻りガスブロウ、LNG熱交換器、LNG容器、 <u>LNGローリー</u>	コメント通り下線箇所は「LNGローリー出荷設備」に分類されているため修正する。 * 2 本基準を適用するLNG受入基地には次の設備がある。 (1)LNG関連設備 ローディングアーム、LNG気化器、LNG配管、天然ガス(以下、NGという)配管、LNGタンク、LNGポンプ、BOG圧縮機、戻りガスブロウ、LNG熱交換器、LNG容器、 <u>LNGローリー出荷設備</u>																
2	P23 4.1 ガス設備(高圧ガス設備を除く。)の気密構造 【解説】*2	「最高使用圧力」とは、高圧ガス保安法上定義のない表現ではないのか。 ここでは、内圧(運転状態の圧力以上の圧力)ではないのか。 P37の4.4 高圧ガス設備の気密性能、P66の7.1.4 気密性能も同じ	() 被検査部分の容積及び <u>最高使用圧力</u> に応じて、気密保持時間以上保持し、その始めと終わりとの測定圧力が圧力測定器具の許容誤差範囲内にあることを確認することにより判定する。	コメントどおり「最高使用圧力」は不適切であり、「内圧」に修正する。 P37,66についても同様に修正する。 () 被検査部分の容積及び <u>内圧</u> に応じて、気密保持時間以上保持し、その始めと終わりとの測定圧力が圧力測定器具の許容誤差範囲内にあることを確認することにより判定する。																
3	P35 4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度 【LNG受入基地のLNG関連設備への適用】 (8)BOG圧縮機・戻りガスブロウ	ガスクーラの検査方法で下線部「損傷」は他の箇所と同様に「破損」としてはどうか。	(8)BOG圧縮機・戻りガスブロウ <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査部位</th> <th>周期</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガスクーラ</td> <td>1回/1年</td> <td>目視検査</td> <td>目視により、変形、<u>損傷</u>、その他異常の有無を確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	検査部位	周期	検査項目	検査方法	ガスクーラ	1回/1年	目視検査	目視により、変形、 <u>損傷</u> 、その他異常の有無を確認する。	コメントどおり表現を統一するよう修正する。 (8)BOG圧縮機・戻りガスブロウ <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査部位</th> <th>周期</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガスクーラ</td> <td>1回/1年</td> <td>目視検査</td> <td>目視により、変形、<u>破損</u>、その他異常の有無を確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	検査部位	周期	検査項目	検査方法	ガスクーラ	1回/1年	目視検査	目視により、変形、 <u>破損</u> 、その他異常の有無を確認する。
検査部位	周期	検査項目	検査方法																	
ガスクーラ	1回/1年	目視検査	目視により、変形、 <u>損傷</u> 、その他異常の有無を確認する。																	
検査部位	周期	検査項目	検査方法																	
ガスクーラ	1回/1年	目視検査	目視により、変形、 <u>破損</u> 、その他異常の有無を確認する。																	
4	P65 7.1.3 耐圧性能及び強度 【解説】*3	弁類の内部目視検査は、配管同様不要ではないか。	* 3 目視検査とは、 <u>設備内部及び外部表面の腐食、膨れ、割れ等の異常の有無を目視により観察し、設備の健全性を評価する検査であり、非破壊検査等の必要性についても検討を行う。したがって、非破壊検査は、目視検査の結果を踏まえて行うことが重要である。</u> なお、目視検査は直接目視によるほか、必要に応じファイバースコープ、工業用カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用する。	コメントどおり弁類の内部目視検査は不要であるため「設備内部及び」を削除する。 P29も同様に修正する。また、P29の表現と整合させ、不要箇所を削除する。 * 3 目視検査とは、外部表面の腐食、膨れ、割れ等の異常の有無を目視により観察し、設備の健全性を評価する検査である。 なお、目視検査は直接目視によるほか、必要に応じファイバースコープ、工業用カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用する。																

パブリックコメントへの対応について（保安検査基準関係）（5 / 6）

【検査を追加するもの】

No.	箇所	コメント内容	原 案	修正案																									
1	P18 2.7 計器室	計器室については、LNG 受入基地でも燃焼数量 50.2GJ 以上の高圧ガス設備との保有距離の確認が必要となるのではないか。	<p>2.7 計器室</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>計器室の構造（耐火構造、防火戸、二重扉等）に係る検査は目視とし、次による。</p> </div>	<p>LNG 受入基地でも燃焼数量 50.2GJ 以上の高圧ガス設備との保有距離の確認が必要となるため修正する。また 追記により、「(1)距離測定」も追記する。</p> <p>2.7 計器室</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>計器室の位置に係る検査は距離測定とし、(1)による。ただし、前回保安検査以降製造施設及び計器室の設置状況に変更のないことを記録により確認した場合は、その確認をもって距離測定に代えることができる。</p> <p>計器室の構造（耐火構造、防火戸、二重扉等）に係る検査は目視とし、(2)による。</p> </div> <p>(1)距離測定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>計器室と燃焼熱量の数値が50.2GJ以上となる高圧ガス設備との距離について、1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いた距離の実測により確認する。ただし、規定の距離を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認とすることができる。</p> <p>可燃性ガス等の侵入防止措置として計器室入口の床面位置を地上より高くした場合にあっては、1年に1回巻き尺その他の測定器具を用いた床面位置の実測により確認する。ただし、規定の床面位置を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認とすることができる。</p> </div>																									
2	P35 4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度 【LNG 受入基地のLNG 関連設備への適用】 (8) BOG 圧縮機・戻りガスブロウ	BOG 圧縮機・戻りガスブロウ本体についても、1回/1年の外部からの目視検査が必要になるのではないか。	<p>(8)BOG 圧縮機・戻りガスブロウ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査部位</th> <th>周期</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">圧縮機・ブロウ本体</td> <td>その他^(注1)</td> <td>目視検査</td> <td>分解点検時に、耐圧部の変形、破損、その他の異常の有無を確認する。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>肉厚測定</td> <td>分解時の目視検査にて耐圧部に減肉が認められた場合に実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	検査部位	周期	検査項目	検査方法	圧縮機・ブロウ本体	その他 ^(注1)	目視検査	分解点検時に、耐圧部の変形、破損、その他の異常の有無を確認する。	その他	肉厚測定	分解時の目視検査にて耐圧部に減肉が認められた場合に実施する。	<p>コメントの通り1回/1年の外部からの目視検査が必要であるため追加する。この場合、耐圧部の減肉が認められれば肉厚測定を実施するので、肉厚測定の検査方法の「分解時の」を削除する。他箇所（P32アフターヒータ、P35ガスクラ）も同様に修正（「分解時の」を削除）する。</p> <p>(8)BOG 圧縮機・戻りガスブロウ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査部位</th> <th>周期</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">圧縮機・ブロウ本体</td> <td>1回/1年</td> <td>目視検査</td> <td>目視により、変形、破損、その他の異常の有無を確認する。</td> </tr> <tr> <td>その他^(注1)</td> <td>目視検査</td> <td>分解点検時に、内部の耐圧部の変形、破損、その他の異常の有無を確認する。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>肉厚測定</td> <td>目視検査にて耐圧部に減肉が認められた場合に実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	検査部位	周期	検査項目	検査方法	圧縮機・ブロウ本体	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他の異常の有無を確認する。	その他 ^(注1)	目視検査	分解点検時に、内部の耐圧部の変形、破損、その他の異常の有無を確認する。	その他	肉厚測定	目視検査にて耐圧部に減肉が認められた場合に実施する。
検査部位	周期	検査項目	検査方法																										
圧縮機・ブロウ本体	その他 ^(注1)	目視検査	分解点検時に、耐圧部の変形、破損、その他の異常の有無を確認する。																										
	その他	肉厚測定	分解時の目視検査にて耐圧部に減肉が認められた場合に実施する。																										
検査部位	周期	検査項目	検査方法																										
圧縮機・ブロウ本体	1回/1年	目視検査	目視により、変形、破損、その他の異常の有無を確認する。																										
	その他 ^(注1)	目視検査	分解点検時に、内部の耐圧部の変形、破損、その他の異常の有無を確認する。																										
	その他	肉厚測定	目視検査にて耐圧部に減肉が認められた場合に実施する。																										

パブリックコメントへの対応について（保安検査基準関係）（6 / 6）

【誤記を修正するもの】

No.	箇所	コメント内容	原 案	修正案																
1	P11 2.1 保安距離	第5条第1項第4号は毒性ガスの製造施設であり不要ではないか。	【対応規則条項】 コンビ則：第5条第1項第2号～8号・65号八・ニ・ホ	コメントの通り、第5条第1項第4号は毒性ガス製造施設について規定しており、LNG受入基地設備には不要であるため削除する。 【対応規則条項】 コンビ則：第5条第1項第2号、3号、5号～8号・65号八・ニ・ホ																
2	P19 2.8 直射日光を遮るための措置	誤記 ・「目視検査」 「目視」 ・「(1)目視検査」 「目視検査」	容器置場の直射日光を遮るための措置に係る検査は目視検査とし、次による。 (1)目視検査 (略)	コメントどおり誤記であり、訂正する。 容器置場の直射日光を遮るための措置に係る検査は目視とし、次による。 目視検査 (略)																
3	P33 4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度 【LNG受入基地のLNG関連設備への適用】 (4)LNG熱交換器	誤記 ・「腐食」 「減肉」	(4)LNG熱交換器 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査部位</th> <th>周期</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 体</td> <td>1回/3年</td> <td>目視検査</td> <td>開放を行い、目視、寸法検査等により、管板、チューブ等の変形、破損、腐食、その他の異常の有無を確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	検査部位	周期	検査項目	検査方法	本 体	1回/3年	目視検査	開放を行い、目視、寸法検査等により、管板、チューブ等の変形、破損、腐食、その他の異常の有無を確認する。	コメント通り誤記であり、訂正する。 (4)LNG熱交換器 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査部位</th> <th>周期</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 体</td> <td>1回/3年</td> <td>目視検査</td> <td>開放を行い、目視、寸法検査等により、管板、チューブ等の変形、破損、減肉、その他の異常の有無を確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	検査部位	周期	検査項目	検査方法	本 体	1回/3年	目視検査	開放を行い、目視、寸法検査等により、管板、チューブ等の変形、破損、減肉、その他の異常の有無を確認する。
検査部位	周期	検査項目	検査方法																	
本 体	1回/3年	目視検査	開放を行い、目視、寸法検査等により、管板、チューブ等の変形、破損、腐食、その他の異常の有無を確認する。																	
検査部位	周期	検査項目	検査方法																	
本 体	1回/3年	目視検査	開放を行い、目視、寸法検査等により、管板、チューブ等の変形、破損、減肉、その他の異常の有無を確認する。																	
4	P24 【解説】*2	「～保温材が施行」とあるが、「～保温材が施工」の誤記ではないか。	<測定箇所及び要領> 保冷材または保温材が施行されていない配管フランジ部で、ガムテープ等で覆い一箇所に穴を開けて実施する場合。	コメント通り誤記であり、訂正する。 <測定箇所及び要領> 保冷材または保温材が施工されていない配管フランジ部で、ガムテープ等で覆い一箇所に穴を開けて実施する場合。																